

尼崎市議会基本条例 逐条解説

令和3年4月改正
尼崎市議会

尼崎市議会基本条例の構成

【前 文】（2ページ）

【第1章 総則】（2・3ページ）

第1条 条例の目的 第2条 基本理念

【第2章 議会及び議員】

（3～5ページ）

第3条 議会の役割及び活動原則

第4条 議員の役割及び活動原則

【第3章 市民との関係】

（5・6ページ）

第5条 市民の参加機会の充実

第6条 会議等の公開

第7条 広報及び広聴の充実

【第4章 市長等との関係】

（6～8ページ）

第8条 市長等との関係

第9条 議会への説明等

第10条 議決事件

【第5章 議会運営】

（8・9ページ）

第11条 議会運営に関する原則

第12条 委員会

第13条 会議等における質問等

【第6章 議会の機能強化】

（9～11ページ）

第14条 議会の機能強化及び改革

第15条 予算措置の要求

第16条 議員研修

第17条 議会事務局

【第7章 議員の身分及び待遇】

（11・12ページ）

第18条 政治倫理

第19条 議員の定数

第20条 議員報酬等

第21条 政務活動費

【第8章 補則】（12ページ）

第22条 他の条例等との関係

【付 則】（13ページ）

第1項 施行期日 第2項 検討

前文

日本国憲法第92条に規定する地方自治の本旨に基づき、住民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会は、地方公共団体の議事機関と位置付けられ、住民の代表機関及び地方公共団体の意思決定機関としての役割を担う。

地方分権の進展に伴い地方公共団体の権限の拡大等を進める中で、本市議会は、市民福祉の向上及び活力ある地域社会づくりによる市政の発展を図るため、市政の運営に関し、二元代表制の一翼として、議会の立法機能、市長その他の執行機関に対する監視及び評価の機能並びに政策立案機能を高める責務がある。

本市議会は、これまでも市民の信頼を得るために議会改革に取り組んできたが、市民に開かれた議会として、議会に関する基本的事項を定め、その責務を明らかにすることにより、公正な職務の執行及び政治倫理の向上により一層自律的に努めるとともに、市民福祉の向上及び活力ある地域社会づくりによる市政の発展のために、将来にわたり不断の努力をもって市民の信託に応えることを誓い、この条例を制定する。

【趣旨】

条例の制定に至った背景や必要性、議会の決意を明らかにしたものです。

【解説】

前文は、条例制定に至る背景や必要性を述べるとともに、議会に関する基本的事項と責務を明らかにすることにより、市民福祉の向上と活力ある地域社会づくりによる市政の発展のために、将来にわたり不断の努力をもって市民の信託に応えるという決意を述べています。

第1章 総則

(この条例の目的)

第1条 この条例は、尼崎市議会（以下「議会」という。）に関する基本的事項を定め、市民の代表としての議会及び尼崎市議会議員（以下「議員」という。）の活動の活性化及び充実を図ることにより、市民の信託に応える議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

前文を踏まえた本条例を制定する目的を定めたものです。

【解説】

本条は、議会に関する基本的事項を定め、議会及び議員の活動の活性化や充実を図ることにより、市民福祉の向上や市政の発展に寄与することを目的として定めています。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の一翼を担う議事機関としての誇り及び自覚を持ち、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

【趣旨】

議会が達成しようとする本条例の基本理念を定めたものです。

【解説】

本条は、二元代表制の下で、議会は、執行機関である市長等と対等である議事機関として、市民の意思を把握し、市政に反映する権限を有する合議体としての特性を活かし、公平かつ適正な論議を尽くして、地方自治の本旨の実現を目指すことを定めています。

第2章 議会及び議員

(議会の役割及び活動原則)

第3条 議会は、議事機関として、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案、請願その他の案件（以下「議案等」という。）の審議又は審査により、市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長その他の執行機関（以下、「市長等」という。）の事務の執行に対する監視及び評価を行うこと。
- (3) 政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議その他の方法により議会の意思表明を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動の公正性及び信頼性を確保すること。
- (2) 議会活動の内容について、市民に説明し、及び情報公開を行うこと。
- (3) 議会としての合意形成を目指して審議又は審査を尽くすこと。
- (4) 市民の多様な意見等を市政に適切に反映させること。
- (5) 議会の役割を追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。

【趣旨】

議会が担う役割とその役割を果たすために活動する際の原則を定めたものです。

【解説】

本条第1項は、議会が担う主要な役割として、4つの役割を定めています。

- (1) 憲法第93条第1項により設置された議決機関として、議案や請願その他の案件

を審議・審査し、それらを議決する役割を担っていることを定めています。

- (2) 二元代表制の下、市長等の執行機関の事務が適切に執行されるよう、監視・評価を行う役割を担っていることを定めています。
- (3) 市政の課題等に対し、政策を立案するとともに、立案した政策について、市長等に提言する役割を担っていることを定めています。
- (4) 地方自治法第99条の規定に基づき国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議その他の方法により、意思表示を行う役割を担っていることを定めています。

本条第2項は、第1項の役割を果たすための5つの活動原則を定めています。

- (1) 議案の議決をはじめとした議会活動の重要性を踏まえ、公正な議会運営を行うとともに、市民からの信頼を確保することを定めています。
- (2) 議会活動の内容について、市民の理解を得ることが重要であることを踏まえ、情報公開を行い、市民への説明責任を果たすことを定めています。
- (3) 議会の審議等においては、全会一致を目指し、できる限り議員が議論を尽くすという原則的な姿勢を定めています。
- (4) 市民の多様な意見等を把握し、市政に適切に反映させることを定めています。
- (5) 議会の役割を不断に追求し、尼崎市議会の伝統を重んじつつ、既存の枠組みにとらわれない柔軟な姿勢を持ち、議会改革に継続的に取り組むことを定めています。

(議員の役割及び活動原則)

第4条 議員は、選挙により選ばれた公職にある者及び議事機関である議会を構成する一員として、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議又は審査を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
- (2) 市政に関する調査研究を通じて、政策の立案及び提言を行うこと。
- (3) 地域の実情及び市政に関する市民の意見等を把握すること。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民全体の福祉の向上を目指し、市全体の利益を勘案して活動すること。
- (2) 議員相互間の討議を重んじ、議会において審議又は審査を尽くすこと。
- (3) 議会及び自らの活動について、市民に対し、平易な方法により適切に説明すること。
- (4) 議員としての資質の向上を図るため、研さん及び調査研究に努めること。
- (5) 高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。

【趣旨】

議員が担う役割とその役割を果たすために活動する際の原則を定めたものです。

【解説】

本条第1項は、議員が担う主要な役割として、3つの役割を定めています。

- (1) 本会議や委員会などに出席し、議案等の審議・審査を行うとともに、必要に応じて議案を提出する役割を担っていることを定めています。
- (2) 議会が執行機関を受動的に監視・評価する機関にとどまることなく、能動的に政策を立案し、執行機関に実行させるといった役割を果たすために、市政に関する調査研究を行い、政策の立案及び提言を行う役割を担っていることを定めています。
- (3) 市民の多様な意見等を市政に反映させることができる議会の特性を最大限に生かすために、地域の実情や市政に関する市民の意見等を把握する役割を担っていることを定めています。

本条第2項は、第1項の役割を果たすための5つの活動原則を定めています。

- (1) 市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、市民全体の福祉の向上を目指して、市全体の利益を勘案して活動することを定めています。
- (2) 議会が言論の府であり、合議制の機関であるという特性を十分に発揮するために、議員間での討議を重んじ、議会において十分な審議・審査を行うことを定めています。
- (3) 議会活動と議員自らの活動について、市民に正確に理解してもらうため、わかりやすく説明することを定めています。
- (4) 常日頃から市政課題などについて調査研究を行うとともに研さんを積み、自らの資質の向上に不断に努めることを定めています。
- (5) 議会に対する市民の信頼を確保するため、高い倫理性を保持し、誠実・公正に職務を遂行することを定めています。

第3章 市民との関係

(市民の参加機会の充実)

第5条 議会は、市民の意見等を議会活動に反映させるため、市民が議会活動に参加する機会の充実に努めるものとする。

【趣旨】

市民と議会との関係について定めたものです。

【解説】

本条は、政策の立案・提言、議案等の審議・審査などの議会活動に市民の意見等を反映させるため、市民が議会活動に参加する機会の充実に努めることを定めています。

(会議等の公開)

第6条 議会は、原則として、定例会若しくは臨時会の本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会又は協議等の場（尼崎市議会会議規則（昭和60年尼崎市議会規則第1号）第127条第1項に規定する協議等の場をいう。以下同じ。）（同条第2項の規定による決定により設けられる協議等の場を含む。以下同じ。）（以下「会議等」という。）を公開するものとする。

2 議会は、市民が会議等の議事を傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

【趣旨】

会議等の公開について定めたものです。

【解説】

本条第1項は、より市民に開かれた議会を実現するため、本会議、常任委員会、特別委員会などの会議を原則として公開することを定めています。

本条第2項は、議場や委員会室での会議の傍聴をはじめ、インターネット中継の実施や会議資料の公開など、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めることを定めています。

（広報及び広聴の充実）

第7条 議会は、議会活動及び市政に対する市民の関心を高めるため、多様な広報手段を活用して議会活動に関する情報を発信し、広報活動の充実に努めるものとする。

2 議会は、議会活動の活性化を図るため、広く市民の意見を聴取し、広聴活動の充実に努めるものとする。

【趣旨】

議会に関する広報・広聴の充実について定めたものです。

【解説】

本条第1項は、議会活動及び市政に対する市民の関心を高めるため、市議会だよりやインターネット中継、ホームページなどの多様な広報手段を活用して、議会活動に関する情報を広く発信し、広報活動の充実に努めることを定めています。

本条第2項は、広く市民の意見を聞くことが、議会活動の活性化につながることから、公聴会・参考人制度や請願・陳情審査における口頭陳述制度などを活用して、広聴活動の充実に努めることを定めています。

第4章 市長等との関係

（市長等との関係）

第8条 議会は、市長等と対等かつ緊張感のある関係を保持し、市長等の事務事業

の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行うことにより、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組むものとする。

2 市長等は、予算を調製し、又は重要な政策、施策若しくは事務事業（以下「政策等」という。）を策定し、変更し、若しくは廃止しようとするときは、議会による提案又は提言の趣旨を尊重するものとする。

3 議員は、予算を伴う条例の議案その他の案件を提出するときは、あらかじめ、市長と協議し、財源の見通し等について意見を調整するよう努めるものとする。

【趣旨】

議会と市長等との関係についての基本原則を定めたものです。

【解説】

本条第1項は、議会は、市長等と対等で緊張感のある関係を保持し、市長等の事務事業の執行に対する監視・評価や政策の立案・提言を行うことにより、二元代表制を有効に機能させて、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組むことを定めています。

本条第2項は、市長等は、予算の調製や重要な政策・施策・事務事業（これらの計画を含む）の策定・変更・廃止を行う場合は、議会からの提案・提言に対し、誠実に対応することを定めています。

本条第3項は、議会の議員が予算を伴う条例案等を提出する場合は、財政の計画的で健全な運営を確保するという地方自治法第222条の趣旨を尊重し、あらかじめ市長との連絡を図って、財源の見通し等について意見を調整するよう努めることを定めています。

（議会への説明等）

第9条 議会は、議案等を審議し、若しくは審査し、又は政策等を協議し、若しくは検討するために必要があると認めるときは、市長等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 前項の規定は、議員が市政に関して調査研究をするために必要があると認める場合について準用する。

3 市長等は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提出又は説明の要求があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

市長等の議会への説明等について定めたものです。

【解説】

本条第1項は、議会が第3条に定めた役割を果たすため、市長等に対し、議案等の審議・審査や政策等の協議・検討に必要な情報の提供を求めることができることを定めています。

本条第2項は、議員が第4条に定めた役割を果たすため、市長等に対し、市政に関して調査研究をするために必要な情報の提供を求めることができることを定めています。

本条第3項は、市長等は、議会又は議員から求められた情報の提供について、誠実に対応することが求められます。

(議決事件)

第10条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件については、尼崎市議会の議決に付すべき事件を定める条例(平成24年尼崎市条例第19号)の定めるところによる。

【趣旨】

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決事件について定めたものです。

【解説】

議会が行う議決の対象となる事項については、地方自治法第96条第1項において条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定など15項目が定められているほか、同条第2項により、条例でさらに議決事件を追加して定めることができるとされています。

本条は、地方自治法第96条第2項の規定により追加する本市独自の議決事件については、「尼崎市議会の議決に付すべき事件を定める条例」によることと定めています。

第5章 議会運営

(議会運営に関する原則)

第11条 議会は、合議制の機関として、議員相互間の議論を尊重し、民主的かつ効率的な運営に努めるものとする。

【趣旨】

議会運営の原則について定めたものです。

【解説】

本条は、議会は、議論を経て合議により意思決定を行う合議制の機関として、議員間における議論を尊重し、民主的かつ効率的な運営に努めることを定めています。

(委員会)

第12条 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の専門性及び特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。

2 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図り、その

機能を十分に発揮するものとする。

3 委員会は、審査を通じて議案等に関わる論点及び争点を明確にするよう努めるものとする。

4 委員会の委員は、委員間における討議等を通じて合意形成を図り、政策の立案及び提言を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

委員会の活動や運営について定めたものです。

【解説】

議会における審議は、全議員で構成する本会議で行うことが原則ですが、市政の課題等の多様化に伴い、審議する事案が多様化・複雑化しており、議会では、審議の効率化を図るため、地方自治法に基づいて常任委員会、議会運営委員会、特別委員会を設置し、専門的な審査や調査を行っています。

本条第1項は、委員会には、それぞれ異なる専門性や特性があり、議会は、市政の課題等に対応するため、それらを考慮して委員会を適切に活用することを定めています。

本条第2項は、委員会は、その専門性や特性を活かし、議案等の審査や所管事務の調査の充実を図り、委員会の持つ機能を十分に発揮することを定めています。

本条第3項は、委員会は、審査を通じて議案等に関わる論点や争点を明確にし、市民に明らかとなるよう努めることを定めています。

本条第4項は、委員会の委員は、委員会の特性を踏まえ、委員間で活発に討議等を行って合意形成を図り、積極的に政策の立案・提言を行って、市政に反映させるよう努めることを定めています。

(会議等における質問等)

第13条 議員は、会議等において質問又は質疑（以下「質問等」という。）を行うに当たっては、当該質問等の論点を明確にするものとする。

2 市長等は、本会議においては尼崎市議会議長（以下「議長」という。）の許可、委員会においてはその委員長の許可、協議等の場においては議長又はその委員長等の許可を得て、その会議等における議員の質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

【趣旨】

会議等における質疑・質問について定めたものです。

【解説】

本条第1項は、議員は、会議等において質問等を行うに当たり、市民にとってわかりやすい質疑応答が円滑に行われるよう、論点を明確にすることを定めています。

本条第2項は、市長等は、会議等における議員の質問等に対する的確な答弁を行うため、その内容について確認することができることを定めています。

第6章 議会の機能強化

(議会の機能強化及び改革)

第14条 議会は、社会情勢その他の状況の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、議会の機能強化及び改革に継続的に取り組むものとする。

2 議会は、前項の規定による取組を推進するため、議員により構成される検討組織を設置することができる。

【趣旨】

議会の機能強化や議会改革について定めたものです。

【解説】

本条第1項は、議会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応し、時代に即した効率的かつ市民にとってわかりやすい議会運営を推進するため、議会の機能強化及び改革に継続的に取り組むことを定めています。

本条第2項は、議会は、議会の機能強化及び改革を推進するため、議員により構成される検討組織を設置することができることを定めています。

(予算措置の要求)

第15条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算措置を講ずるよう市長に求めるものとする。

【趣旨】

議会の予算の確保について定めたものです。

【解説】

本条は、議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、その役割を果たすために必要な予算の確保に努めることを定めています。

(議員研修)

第16条 議会は、議員の資質及び政策立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

【趣旨】

議員研修について定めたものです。

【解説】

本条は、議会は、議員の資質や政策の立案・提言に必要な能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めることを定めています。

(議会事務局)

第17条 議会は、議会の機能を充実させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

議会事務局の機能強化及び組織体制の整備について定めたものです。

【解説】

議会は、政策の立案・提言の能力をさらに向上させ、市長等に対する監視・評価機能についても一層充実させることが求められています。

本条は、議会の機能を充実させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会・議員を補佐する議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めていくことを定めており、特に議会事務局の法務及び調査に関する機能の充実を図っていきます。

第7章 議員の身分及び待遇

(政治倫理)

第18条 議員の政治倫理に関し必要な事項は、尼崎市議会議員政治倫理条例（平成6年尼崎市条例第38号）の定めるところによる。

【趣旨】

議員の政治倫理について定めたものです。

【解説】

本条は、議員の政治倫理に関し必要な事項は、「尼崎市議会議員政治倫理条例」によることと定めています。

(議員の定数)

第19条 議員の定数に関し必要な事項は、尼崎市議会議員定数条例（平成14年尼崎市条例第45号）の定めるところによる。

【趣旨】

議員の定数について定めたものです。

【解説】

地方自治法第91条第1項において、議員の定数は条例で定めるとされており、本条は、議員の定数に関し必要な事項については、「尼崎市議会議員定数条例」による

ことと定めています。

(議員報酬等)

第20条 議員報酬及び期末手当並びに議員が公務のため出張する場合の費用弁償の支給に関し必要な事項は、尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年尼崎市条例第21号）の定めるところによる。

【趣旨】

議員報酬及び期末手当、費用弁償について定めたものです。

【解説】

地方自治法第203条第4項において、議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないとされており、本条は、議員報酬等に関し必要な事項については、「尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」によることと定めています。

(政務活動費)

第21条 会派及び議員は、政務活動費を活用して調査研究その他の活動を行い、議会活動の充実及び強化に努めるものとする。
2 前項に規定するもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年尼崎市条例第33号）の定めるところによる。

【趣旨】

政務活動費について定めたものです。

【解説】

本条第1項は、会派・議員は、政務活動費を活用して調査研究その他の活動を積極的に行い、議会活動の充実・強化に努めることを定めています。

地方自治法第100条第14項において、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならないとされており、本条第2項は、政務活動費の交付に関し必要な事項は、「尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例」によることと定めています。

第8章 補則

(他の条例等との関係)

第22条 議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るも

のとする。

【趣旨】

本条例と議会に関する他の条例等との関係を定めたものです。

【解説】

本条は、「尼崎市議会会議規則」、「尼崎市議会委員会条例」などの議会に関する条例等を制定・改廃する場合には、本条例の趣旨を尊重し、本条例に定める事項との整合性を図らなければならないことを定めています。

付則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 議会は、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条例の施行期日及び見直し等の措置について定めたものです。

【解説】

本条第1項は、公布の日を本条例の施行期日とし、本条例の規定の効力を発動させることを定めています。

本条第2項は、本条例の施行後においても、議会は、施行の状況について不断に検討し、必要に応じて、本条例の見直し等の措置を講ずることを定めています。